

## 平戸市農業委員会第2回総会議事録

1. 開催日時 平成27年5月26日(火) 午前9時30分から午前10時24分

2. 開催場所 平戸市役所3階会議室

3. 出席委員(29人)

会長 33番 丸田 保

会長職務代理者 2番 須藤 豊博

委員

1番 吉福 弘実	3番 橋村弥壽夫	4番 七種 一郎	5番 松尾 正幸
6番 山村 茂巳	7番 筒井 幸吉	8番 本山 勝茂	9番 古里 時夫
10番 岡村 勝彦	11番 松山 矢市	13番 末永 武好	15番 塚本 順男
16番 瀧山 博	17番 濱崎 保久	20番 藤沢 和正	21番 阿部 榮
22番 石田 勝巳	23番 濱本 寿光	24番 川村 政幸	25番 横尾 秀雄
26番 大浦 正巳	27番 松本 一郎	28番 福田 延之	29番 藤永 和之
30番 西川 靖子	31番 山本 順子	32番 宮田 克幸	

4. 欠席委員(4人)

欠席者 12番 川尻 修治 14番 山下 忠平 18番 末吉 清彦

19番 林 憲治

5. 議事日程

第1 開会宣言

第2 会長挨拶

第3 議事録署名委員の指名

第4 会務報告

第5 報告第2号 農業経営基盤強化促進法による合意解約について

報告第3号 農地法第4条の規定による届出について

議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第8号 農地法第5条の規定による農地転用許可申請について

議案第9号 非農地証明願について

議案第10号 事項取得を原因とする農地の権利移転について

議案第11号 第2回農地利用集積計画(案)について

第6 閉会

6. 事務局

事務局長 川口 敬 参事兼班長 福海 富美子 係長 前川 優博 主査 浦上 祐希

主査 近藤 裕司

- 7. 傍聴人の数   なし
- 8. 公開・非公開の別   公開
- 9. 会議の概要

局 長

ただ今から平成27年度第2回総会を開会いたします。  
はじめに会長からご挨拶をお願いいたします。

会 長

本日は平成27年度第2回総会をご案内したところ、皆様方には大変ご多忙のところ出席いただきましたことに感謝いたします。

5月28日には全国農業委員会会長大会が東京で開催されます。県下会長、事務局関係者21名で上京するわけですが、皆さんと一緒に参加しまして、国家陳情など行いたいと思っています。

本日も重要な案件をご提案いたします。最後まで皆様方のご協力いただきますようお願いしまして、開会の挨拶といたします。

局 長

本日、12番川尻修治委員、14番山下忠平委員、18番末吉清彦委員、19番林 憲治委員より欠席の旨連絡がありましたので、ご報告いたします。出席委員は委員定数33名中、29名で定足数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは、平戸市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は会長をお願いいたします。

議 長

それでは、これより議事に入ります。まず日程第3の議事録署名委員および会議書記の指名を行います。平戸市農業委員会総会会議規則第24条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

それでは、議事録署名委員及び書記の指名をいたします。議事録署名委員に、5番松尾正幸委員、6番山村茂巳委員をお願いいたします。書記には事務局職員の福海参事を指名いたします。

以上で日程第3を終わります。

議 長

これより5月期の会務報告と、6月期の行事予定を事務局長が行います。

局 長

それでは平成27年5月の会務報告と、6月の行事予定をご報告させていただきます。  
(5月会務報告、6月行事予定を報告)

議 長

会務報告が終了しましたので、ここで、次回、平成27年度6月期の総会日程をあらかじめ決めたいと思います。次回総会を6月25日木曜日午前9時からとし、場所は平戸市役所会議室において行いたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議がないようですので、次回総会を6月25日木曜日午前9時からとし、場所は平戸市役所会議室において行うことといたします。

《 報告第2号 農業経営基盤強化促進法による合意解約について 》

議 長

それではこれより議事に移ります。

報告第2号「農業経営基盤強化促進法による合意解約について」を議題といたします。  
事務局より提案説明を求めます。

事務局

資料2ページをお願いします。報告第2号「農業経営基盤強化促進法による合意解約について」を説明いたします。

(報告第2号1～4番を朗読：4件)

議 長

ただ今、事務局より報告第2号「農業経営基盤強化促進法による合意解約について」の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手を願います。

松本委員

1番の案件ですが、ここはアスパラハウスを行っていましたが、借人の谷口さんが体調をくずし、荒れているわけです。中山間地域に入っていて回りは懸念しています。アスパラハウスも半分は使えると思います。どなたか希望があればご協力いただきたいをお願いします。

議 長

他にご意見ありませんか。

(質疑なし)

議 長

質疑がないようですので質疑を終結いたします。報告第2号「農業経営基盤強化促進法による合意解約について」につきましては、届出のとおり処理することといたします。

《 報告第3号 農地法第4条の規定による届出について 》

議 長

報告第3号「農地法第4条の規定による届出について」を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

事務局

資料3ページをお願いします。報告第3号「農地法第4条の規定による届出について」を説明いたします。

(報告第3号1番を朗読：1件)

議 長

ただ今、事務局より報告第3号「農地法第4条の規定による届出について」の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手を願います。

(質疑なし)

議 長

質疑がないようですので質疑を終結いたします。報告第3号「農地法第4条の規定による届出について」につきましては、届出のとおり処理することといたします。

《 議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について 》

議 長

議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

事務局

資料4ページをお願いします。議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。(議案第1号1番から3番を朗読：3件)

議 長

ただ今、事務局より議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手を願います。

委 員

議案第7号と第11号がありますが、11号は基盤強化促進法ですが、面積とかもろもろ合わせると、この第11号でも面積も結構あるようです。面積はどうなっていますか。農地法第3条と基盤強化促進法では面積要件もありますが、どういう取扱いをしているのですか。

事務局

基盤強化促進法の貸し借りですが、こちらは農地を持っていないとか下限面積とかはありません。基本的に借り手が担い手や地域で農業をやっている方に農地集積を進めるためにあるので、これは3条と違い、下限面積はありません。5年に一度基盤強化促進法に基づき計画を作成しますが、それに沿って行っています。

議 長

よろしいですか。他にご意見ありませんか。

(質疑なし)

議 長

質疑がないようですので質疑を終結いたします。議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議がないようですので、議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定いたしました。

《 議案第8号 農地法第5条の規定による農地転用許可申請について》

議 長

次に、議案第8号「農地法第5条の規定による農地転用許可申請について」を議題いたします。事務局の提案説明を求めます。

事務局

資料5ページをお願いします。議案第8号「農地法第5条の規定による農地転用許可申請について」ご説明いたします。

(議案第8号1番を朗読 パワーポイントを併用して説明：1件)

議 長

ただ今、事務局より議案第8号「農地法第5条の規定による農地転用許可申請について」説明が終わりましたので、ここで立ち会われた関係委員の補足説明を、番号順にお願いします。

委 員

1番について説明します。5月15日、事務局並びに地元委員によって現地確認を行いました。趣旨説明は事務局のとおりでございますが、近隣地は耕作放棄地です。活性化のためにも許可は妥当と考えております。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長

ただ今、補足説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。事務局並びに地元委員の説明について、発言のある方は挙手願います。

(質疑なし)

議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第8号「農地法第5

条の規定による農地転用許可申請について」は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議がないようですので議案第8号「農地法第5条の規定による農地転用許可申請について」は、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

《 議案第9号 非農地証明願について 》

議 長

続きまして、議案第9号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

事務局

資料6ページをお願いします。議案第9号「非農地証明願について」ご説明いたします。(議案第9号1番から2番を朗読、パワーポイントを併用して説明：2件)

議 長

ただ今、事務局より議案第9号「非農地証明願について」の説明が終わりましたので、ここで立ち会われた関係委員の補足説明を案件順にお願いします。

委 員

1番ですが、故鈴木衛さんは役所務めで農業が出来る状態ではありませんでした。妻蓉子さんは病弱でした。恵美さんが相続されていますが、早くから事務局の説明のとおり、早くから耕作放棄地になっていました。鈴木さんの田畑は不便なところで耕作出来ない所で、耕作する人がいないで荒れた状況です。

委 員

2番ですが、5月15日に地区担当委員と事務局で立会いに行ってきました。さっきの slides でわかるように農機具の進入路がわかるくらいで、まわりが藪みたいになっていました。非農地証明を受けたいということだったので、許可が受けられるのではないかと立会いしてきましたが、皆様のご審議をよろしくお願いします。

議 長

ただ今、補足説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。事務局並びに地元担当委員からの説明についてご意見、ご質問のある方は挙手を願います。

(質疑なし)

議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第9号「非農地証明願いについて」は原案のとおり非農地として証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議がないということですので、議案第9号「非農地証明願いについて」は原案のとおり非農地として証明することに決定いたします。

《 議案第10号 時効取得を原因とする農地の権利移転について 》

議 長

次に議案第10号「時効取得を原因とする農地の権利移転について」を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

事務局

資料7ページをお願いします。議案第10号「時効取得を原因とする農地の権利移転について」ご説明いたします。(議案第10号1～2番を朗読、パワーポイントを併用して説明：2件)

議 長

ただ今、事務局より議案第10号「時効取得を原因とする農地の権利移転について」の説明が終わりました。事務局の説明に対する質問を受けたいと思います。何かご意見ありませんか。

(意見なし)

議 長



質疑がないようですので質疑を終結し、採決に入ります。議案第10号「時効取得を原因とする農地の権利移転について」は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議がないということですので、議案第10号「時効取得を原因とする農地の権利移転について」は、原案のとおり許可することに決定いたします。

《 議案第11号 第2回農用地利用集積計画(案)について 》

議 長

議案第11号「第2回農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。はじめに、利用権設定各筆明細(使用貸借権)の整理番号2番を除いた案件を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

事務局

議案第11号「第2回農用地利用集積計画(案)について」です。議案書9ページをご覧ください。利用権設定各筆明細(賃借権)1年から3年になります。(整理番号1番を朗読：1件)

次に議案書10ページをご覧ください。利用権設定各筆明細(賃借権)4年から6年になります。(整理番号1番から7番を朗読：7件)

次に議案書11ページをご覧ください。利用権設定各筆明細(使用貸借権)になります。(整理番号2番を除く1番から7番を朗読：6件)

議 長

ただ今、事務局より議案第11号「第2回農用地利用集積計画(案)について」、利用権設定各筆明細(使用貸借権)の整理番号2番を除いた案件につき説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何かございませんか。

(質疑なし)

議 長

質疑がないようですので質疑を終結し、採決にはいります。

議案第 1 1 号「第 2 回農用地利用集積計画(案)について」利用権設定各筆明細(使用貸借権)の整理番号 2 番を除いた案件については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議がないようですので議案第 1 1 号「第 2 回農用地利用集積計画(案)について」利用権設定各筆明細(使用貸借権)の整理番号 2 番を除いた案件については、原案のとおり決定いたします。

議 長

次に同議案の 1 1 ページ利用権設定各筆明細(使用貸借権)の整理番号 2 番を議題いたします。但し、この案件につきましては平戸市農業委員会総会会議規則第 1 9 条による議事参与の制限規定により 委員の退席を求めます。

(退席を確認)

議 長

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

利用権設定各筆明細(使用貸借権)になります。

(整理番号 2 番を朗読：1 件)

議 長

ただ今、事務局より同議案の利用権設定各筆明細(使用貸借権)の整理番号 2 番の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。何かありませんか。

(質疑なし)

議 長

質疑がないようですので質疑を終結し、採決に入ります。同議案の利用権設定各筆明細(使用貸借権) 2 番につきまして、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議がないということですので、同議案の利用権設定各筆明細(使用賃借権)整理番号2番につきましては、原案のとおり許可することに決定いたします。  
それでは、委員の入場を求めます。

議 長

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。  
ここでお謀りをいたします。本総会において議決されました各案件について、その字句、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任願いたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。よって、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任する事に決しました。

議 長

これをもちまして、平戸市農業委員会平成27年度第2回総会を閉会いたします。

午前10時24分 終了

## 10. 議事録の公開

公開する

## 11. 会議配布資料の名称

- ・資料1 農地法第3条調査書
- ・資料2 平成27年度「ながさき農業バックアップ大作戦」取組要領

議事録の作成者の職氏名

農業委員会事務局

参事兼班長 福海 富美子

議事録署名

平成 27年 6月 10日

会 長 丸 田 保

5番委員 松 尾 正 幸

6番委員 山 村 茂 巳